

令和5年度世田谷区環境マネジメントシステム

「ECOステップせたがや」第三者評価

実施報告書及び改善提案書

令和6年3月

株式会社ナレッジリーン

目次

第三者評価実績報告	3
1 監査概要	3
2 第三者監査の実施	4
3 評価の視点	5
4 監査結果	6
5 第三者評価の結果	7
第三者評価改善提案	8

第三者評価実績報告

1 監査概要

(1) 第三者評価の目的

世田谷区は、区独自の環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」（以下、「環境マネジメントシステム」という。）において区有施設の環境負荷の低減に努めています。環境マネジメントシステムの推進の仕組みの妥当性等に関して専門的知識を有する第三者から意見等による評価を受け、その客観性を確保するとともに、環境マネジメントシステムの見直しにいかしていくことを目的とします。

(2) 第三者評価実施体制

第三者評価は、以下の3名で書面確認、ヒアリングおよび評価を実施しました。

所属・役職	氏名	資格
株式会社ナレッジグリーン 公共コンサルティング部 エグゼクティブコンサルタント	山井 裕志	
株式会社ナレッジグリーン公共コ ンサルティング部 コンサルタント	大谷 衣梨香	・エコステージ評価員（登録番号 0677）
株式会社ナレッジグリーン 公共コンサルティング部 コンサルタント	丸山 紗耶香	・エコステージ評価員（登録番号 0705）

(3) 第三者評価の内容及び訪問評価の対象・範囲

対象期間：2021年度から2023年度

対象部署：「世田谷区環境マネジメントシステム『ECOステップせたがや』運用マニュアル（第11版）」（以下、「運用マニュアル」という。）に示す施設。訪問評価はシステム事務局（環境・エネルギー施策推進課）及び6つの課・施設を対象としました。

評価内容：

- ①運用マニュアルに沿った環境マネジメントの実施状況
- ②省エネルギーの取組状況
- ③事務用コピー用紙の削減の取組状況
- ④職場での環境配慮行動の状況
- ⑤令和3年度～5年度の行動計画の目標設定、達成状況の確認
- ⑥環境法令（廃棄物処理法・フロン排出抑制法等）への対応状況
- ⑦施設・設備の改修（公共施設の低炭素化）の状況
- ⑧管理・運営委託事業者、指定管理者等への協力依頼状況
- ⑨優良取組み事例等の展開と環境配慮行動の更なる推進

⑩地球温暖化対策及びエネルギー対策の中長期の方向性と、ECO ステップせたがやの活動結果を含む活動の内容との関係性

評価の対象：

- ①行動計画兼点検記録書
- ②環境関連法令チェックシート
- ③グリーン購入重点品目調査票
- ④環境法令に係る各種書類
- ⑤その他環境マネジメントシステムの運用に関わる書類

2 第三者監査の実施

(1) 第三者評価の実施要領

第三者評価は下記の要領で実施しました。

- ①事前の書面確認
事前に書類による評価を実施しました。
- ②訪問による書類確認及びヒアリング
現地で書類とヒアリングによる評価を実施しました
- ③実施報告書及び改善提案書の作成
①と②に基づき、実施報告書及び改善提案書を作成しました。
- ④客観的評価と改善提案の必須テーマ
 - ・システムの運用全体に関すること
 - ・区施設におけるエネルギーの効率的な利用に関すること
 - ・内部環境監査に関すること

(2) 訪問スケジュール

訪問監査は、下記のスケジュールで実施しました。

日程	時間	対象部署・施設
令和6年 3月1日(金)	10:00～12:00	事務センター(DX推進担当部 DX推進担当課)
	13:00～15:00	松丘小学校
	15:30～17:00	施設営繕担当部 施設営繕第二課
令和6年 3月12日(火)	10:00～12:00	砧総合支所 地域振興課
	13:00～15:00	教育総合センター(教育総合センター 教育相談課)
令和6年 3月15日(金)	10:00～12:00	健康増進・交流施設(生活文化政策部 市民活動推進課)
	13:00～15:00	環境マネジメントシステム事務局 (環境政策部)

3 評価の視点

- ・運用マニュアルへの適合性
- ・運用マニュアルの有効性

評価内容	評価の視点	
運用の仕組み	適合性	運用マニュアルに基づき運用が行われているか。
	有効性	運用マニュアルの運用の仕組み（推進体制や行動計画の推進）は効果的か。
環境マネジメントシステムの体制（施策体系・目標設定等）	適合性	施策の方向性や取組事項・目標が適切に設定されているか。
	有効性	取組事項や目標は、効果的なものが設定されているか。
取組事項・目標に対する取組状況	適合性	取組事項は、行動計画の内容をふまえて設定しているか。
	有効性	取組事項は、目標を達成するために適切に設定されているか。
その他	有効性	運用マニュアルは、環境パフォーマンスを達成する仕組みとして効果的か。

4 監査結果

書類による事前調査と訪問による評価は、世田谷区環境監査要領（第4版）に規定された「監査結果の分類と判断基準」を参考にし、改善事項、観察事項、優良事項及び提案事項の4区分で判定をしました。

改善事項は、「環境法令への対応」で4件確認されました。観察事項は、「環境法令への対応」で1件が確認されました。

優良事項は、「DX化によるコピー用紙の削減の取組」、「施設の運営委託事業者との連携・協力」、「職場での環境配慮行動」、「ごみの分別によるリサイクルの推進」など4件が確認されました。提案事項は、3件が確認されました。

表1 監査結果

確認事項	関連する運用マニュアルの項番号	改善事項	観察事項	優良事項	提案事項
①事務用コピー用紙の削減の取組み状況の確認	3-3 取組みの実施				1
②環境法令（廃棄物処理法・フロン排出抑制法等）への対応状況の確認	3-6 取組状況の点検 (4) 環境関連法令の調査	4	1		1
③管理・運営委託事業者、指定管理者等との連携・協力状況の確認	5-1 施設運営における環境配慮の協力依頼等				1
④優良取組み事例や見える化、研修等による職員への浸透波及状況の確認	6-4 ベストプラクティス・優良事例取組み事例			4	
合計		4	1	4	3

5 第三者評価の結果

運用マニュアルとヒアリングにより世田谷区環境マネジメントシステムの推進が適切に行われていることを確認しました。一方で、環境法令の遵守状況について不備がありました。事務局で不備の内容について情報の整理を行い、環境研修・説明会の場で周知徹底を行うこと。

第三者評価改善提案

環境マネジメントシステムの推進がおおむね適切に行われていることを確認しましたが、訪問評価での確認結果及び所見から、E C Oステップせたがやに対する改善提案について以下を提案します。

(1) 各課・施設での行動目標の設定

毎年度の目標設定の際に、エネルギー使用量を目標として設定していますが、昨今ではゼロカーボンを目指す流れになっています。事務局で温室効果ガスの目標も設定すること、今後省エネでエネルギー使用量を削減するだけでなく、低炭素電力の契約や太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用も周知していかなければならなければいけません。現在策定中の「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」でこれらの目標設定を行うため、現在改定を行っている「公共施設省エネ・再エネ指針」とともに、所管課や施設が取り組むべきことについて情報の周知をしてください。

(2) 環境法令の遵守徹底

今回の第三者評価にて訪問した施設において、委託先業者との積極的な協力のもと環境負荷削減の取り組みを行っている事例が確認されました。しかし一方で、環境法令の遵守について指摘事項がありました。

まず廃棄物処理法について、現場の不備として掲示板の大きさの不備や蛍光灯取り扱いの不備がありました。また事務手続き側でも契約書の不備がありました。

環境法令は所管課と現場でそれぞれ遵守事項があります。所管課と現場の担当で役割分担を今一度確認をして連携をとりながら法令遵守に努めてください。

事務説明会や環境関連法令研修で今一度周知徹底を図ることを推奨します。

(3) 施設運営において環境配慮の協力体制の構築

今回の監査では、担当所管と設備管理業者・指定管理者と環境配慮の協力体制が構築できている事例とできていない事例がありました。一般的に省エネは①日常的な環境配慮の取り組み②設備の適正管理③設備の更新と取組の段階が進んでいきます。②の設備の適正管理については設備管理業者の協力が不可欠です。優良事例で設備管理者との連携がありましたが、既存の打ち合わせの中でもよいので、環境に配慮した設備機器の運転についての情報共有を行うように全庁に周知をしてください。

(4) 環境マネジメントシステムの運用について

環境マネジメントシステムの運用については、事務局が仕組みをよく理解し、新しい社会情勢に対しても適切に運用できています。今回環境法令に関する不備がありましたが、事務局で発信する情報の見直しをおこない適切な周知をしてください。